

環保第 5 8 4 号

令和元年 (2 0 1 9 年) 1 2 月 1 2 日

株式会社一条工務店
代表取締役 岩田 直樹 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る環境影響評価方法書」
についての熊本県知事意見及び留意事項等について (通知)

令和元年 7 月 1 6 日付けで送付がありました環境影響評価方法書について、熊本県環境影響評価条例第 1 0 条第 1 項に基づき、別添意見書のとおり環境保全の見地から意見を述べます。

また、適切な文章表現やデータの精度確保等、環境影響評価準備書を作成する上で留意すべき事項を別紙のとおり取りまとめましたので、これらにも留意をお願いします。

なお、環境影響評価及び事業の進捗状況等については、地域住民等に対し、十分な説明及び周知に努められますよう併せてお願いします。

「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る環境影響評価方法書」についての熊本県知事意見

環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の事項について十分勘案すること。

【大気環境】

〈大気質〉

- (1) 大気質の調査について、夏・冬だけでなく、春・秋に実施する必要があるか検討すること。なお、必要がないと判断した場合は、その理由を記載すること。

【水環境】

〈水質〉

- (1) 水象に係る調査・予測・評価に当たっては、「熊本県開発許可申請に伴う調節池設置基準（案）」に規定された流量計算書に基づき、50年確率で想定される雨量強度時におけるピーク流量を算出し、検討すること。

また、同基準（案）に基づき、下流 4km までを調査範囲とする必要があるか検討すること。

〈地下水〉

- (1) 工作物の存在供用時における地下水の涵養量の定量的な予測にあたっては、熊本県の定める「地下水涵養指針 別紙 重点地域（熊本地域）における地下水涵養の措置による推定涵養量の算定方法」か、又は、独自の科学的な調査等による合理的な方法を検討すること。

【動物・植物・生態系】

〈動植物〉

- (1) 大規模な土地の改変により、生物多様性の減少が懸念されることから、事業撤退後の生物多様性の回復につながる対策を検討すること。
- (2) 事業実施にあたり土壌改良を行う場合は、事業撤退後に植林できる工法等を検討すること。

【景観・人と自然との触れ合いの活動の場】

〈景観〉

- (1) 本事業は、国道 57 号北側復旧ルート of 両側に太陽光パネルを設置するものであり、走行する車からの景観への影響が懸念されるため、景

観に配慮した適切な対策を検討すること。

- (2) 熊本県及び阿蘇郡市七市町村は、阿蘇の世界文化遺産登録を推進し、景観の保全に取り組んでいることから、主要な眺望点の選定にあたっては、景観の影響範囲を広域に設定して、再検討を行うこと。

なお、事業予定地の北側に位置する鞍岳は、登山の場としてよく利用されていることから、調査地点として追加する必要があるか検討すること。

【廃棄物等】

〈廃棄物〉

- (1) 太陽光パネルには、鉛やセレン等の有害物質を含むものがあるが、海外製はそれらの情報が不明で、産業廃棄物最終処分場での受入れ拒否となる事例がある。このことから、本事業で使用予定の太陽光パネルにおける有害物質の含有の有無を確認すること。また、準備書に事業終了後のパネルの処理方針を明記すること。

「一条メガソーラー熊本菊池発電所事業に係る環境影響評価方法書」についての留意事項等

(1) 留意事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
p3-38	動植物の生息又は生育、植生及び生態系	<p>事業実施区域において、以下の天然記念物等が存在する可能性があることから、現地調査及び事業実施にあたっては、個体の保護と生息環境の保全に十分に配慮すること。</p> <p>○特別天然記念物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オオサンショウウオ ・カモシカ <p>○天然記念物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イヌワシ ・ゴイシツバメシジミ ・ヤマネ <p>○県指定天然記念物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベッコウサンショウウオ
p3-41 p3-43	動物等の文献調査結果の記載	<p>表3-24でハグロトンボのみ記載されているが、他にも確認される種はあると思われるため、再度文献調査により確認すること。また、p3-41のサンショウクイは亜種サンショウクイ、亜種リュウキュウサンショウクイと記載すべきと思われるため検討すること。さらに、上記を踏まえ、全体的に動物等の文献調査を充実させること。</p>
p3-53	県の指定希少野生動物	<p>熊本県の指定希少野生動植物に指定されているクマガイソウは、熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例第14条により採取等が禁止されており、第16条により捕獲等の際は知事の許可が必要であることを規定しているため、調査にあたっては留意すること。</p>
p3-56 p4-4	人と自然との触れ合いの活動の場に関する記載	<p>阿蘇くじゅう国立公園に関する記載を追加すること。</p>
p3-93	森林法に関する指定状況等の記載	<p>表 3-56 の森林法に関する指定状況等の記載について、以下の指摘を参考に修正すること。</p> <p>「事業実施区域には地域森林計画の対象となる民有林が含まれるが、保安林の指定はない。」</p>

(2) 修正事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
p3-97 p3-107 p3-109 p3-110 p3-115 p3-116	用途地域の記載	各表中の用途地域の記載において、田園住居地域に関する記載がないため、追記すること。
p3-114	振動規制法	図3-46の凡例において「振動規正法」とあるのは、「振動規制法」の誤りと思われるため、修正すること。
p3-140	防災等の関係法令による区域指定状況	表3-105の「急傾斜地崩壊危険箇所」、「土石流危険渓流」、「地すべり危険箇所」については、法令によって指定された区域ではないため、これらの記載を削除すること。
p3-141	防災等の関係法令による区域指定状況	図3-50に記載されている「基礎調査予定箇所」について、最新の「熊本県土木部砂防課 熊本県土砂災害情報マップ」と相違点があるので、最新のデータで確認し、修正を行うこと。
p4-56	景観に関する記載	表4-32において、「景観資源」と「眺望点」は記載場所が逆になっているため、修正すること。

(2) 指導・要望事項

該当頁	該 当 事 項	内 容
p2-19	事業に伴う環境法令の届出等	工事の実施に当たっては、必要に応じて騒音規制法、振動規制法及び熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を行い、規制基準を遵守すること。
p2-27	工事による騒音・振動に関する配慮	工事の際には、可能な限り、低排出ガス、低騒音・低振動の重機を採用し、周辺環境に配慮すること。
p2-29	事業撤退時及び事業譲渡に関する対応	事業撤退時には、事業実施区域の取扱いについて、大津町及び地元住民と協議を行うこと。 なお、事業計画の途中で、事業を譲渡する場合は、譲受人に全ての事項を承継させるような措置をとるよう努めること。

該当頁	該 当 事 項	内 容
p3-38	獣害発生への対応	事業実施により、対象事業実施区域等に生息する野生動物（害獣）の生活環境が悪化すると、周辺で栽培される農作物等に被害が発生する可能性があるため、対策を検討すること。
p3-87	文化財の不時発見時の対応	工事中に埋蔵文化財の不時発見があった場合は、速やかに大津町教育委員会に相談すること。
p3-93	農地に関する手続き	事業予定地に農用地区域が含まれる場合、農用地区域からの除外が必要となるため、大津町に確認すること。なお、農用地区域からの除外は、大津町の農業振興地域整備計画の変更手続きが必要であり、県の同意が必要となるため、留意すること。
p5-1	緑化手法の検討	事業予定地の種子吹付による被覆にあたっては、既存樹林に囲まれ、下流に河川が位置する状況を踏まえ、使用する植物種について配慮すること。
p6-43	主要な眺望点の状況	主要な眺望点の状況について、県の担当課である都市計画課と協議を行うこと。
—	植栽等の管理	事業実施区域を通る道路における植栽にあたっては、その場所での生育に適した樹木を選定し、植栽後の管理等を十分に検討すること。
—	地下水に配慮した事業場の維持管理	地下水に影響を与えることがないように、メガソーラー発電所の操業開始後は、できる限り事業場内で除草剤などの農薬の散布を控える等、環境に配慮すること。
—	残地樹林の管理	植林地を放置すると土砂流出や崩壊を招きやすくなる懸念があるため、事業期間に渡ってこれらを適切に管理すること。
—	施設の維持管理	調整池及び土砂等流出防止施設が常時機能するよう適切に管理すること。
—	住民及び行政による立入	メガソーラー発電所の操業開始後に、地域住民及び行政からの要望があった場合は、施設内の公開に努めること。
—	協定の締結	関係許認可手続き後、施工開始までに熊本県及び大津町と事業者による「メガソーラー発電建設事業に関する協定書」の締結について検討すること。
—	林地開発	地域森林計画の対象となっている民有林（保安

該当頁	該 当 事 項	内 容
		林除く)について1haを超える規模の開発行為をする場合は、森林法に基づく林地開発許可が必要となるので、該当の有無を事前に確認すること。また、開発規模が10ha以上の場合、森林審議会に意見を聴く必要があるため、留意すること。
一	景観関係の届出	熊本県景観条例の大規模行為に該当する行為を実施する場合、行為実行の30日前までに県北広域本部土木部に届出を提出すること。

